

第10回

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会

日 時 平成27年10月7日
13:30～

場 所 白神山地ビジターセンター
会 議 室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 東北森林管理局 森林整備部長 開会の挨拶
- 3 議事
 - (1) 平成26年度事業実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・（別添資料1）
 - (2) 平成27年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・（ " ）
 - (3) 西津軽郡深浦町内で確認されたマツクイムシ被害について（別添資料2）
 - (4) その他
- 4 東北森林管理局 津軽白神森林生態系保全センター所長 閉会の挨拶
- 5 閉 会

協 議 会 委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 業 等
いし かわ ゆき お 石 川 幸 男	弘前大学白神自然環境研究所 教授
おお く ぼ つとむ 大 久 保 勉	日本山岳会 青森支部長
お ぎき ゆき お 尾 崎 行 雄	三陸森の会・弘南森の会 会長
きた ざわ ひさし 北 澤 寿	津軽人文・自然科学研究会 会長代行
こん ひろし 今 広	青森県西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課長
そう ま みつ はる 相 馬 光 春	森林組合連合会 (白神山地ビジターセンター館長)
た むら さ なえ 田 村 早 苗	青森県林業会議 参与
とう じょう あき ひこ 東 條 昭 彦	鱒ヶ沢町長
と ざわ てつ お 戸 澤 鉄 男	赤石川を守る会 会長代理
なが い かつ と 永 井 雄 人	白神山地を守る会 代表理事
にし だ ひで いち 西 田 秀 一	白神倶楽部 会長
まき た はじめ 牧 田 肇	弘前大学名誉教授
よし だ みつる 吉 田 満	深浦町長

協 議 会 委 員 出 席 者 名 簿

(五十音順、敬称略)

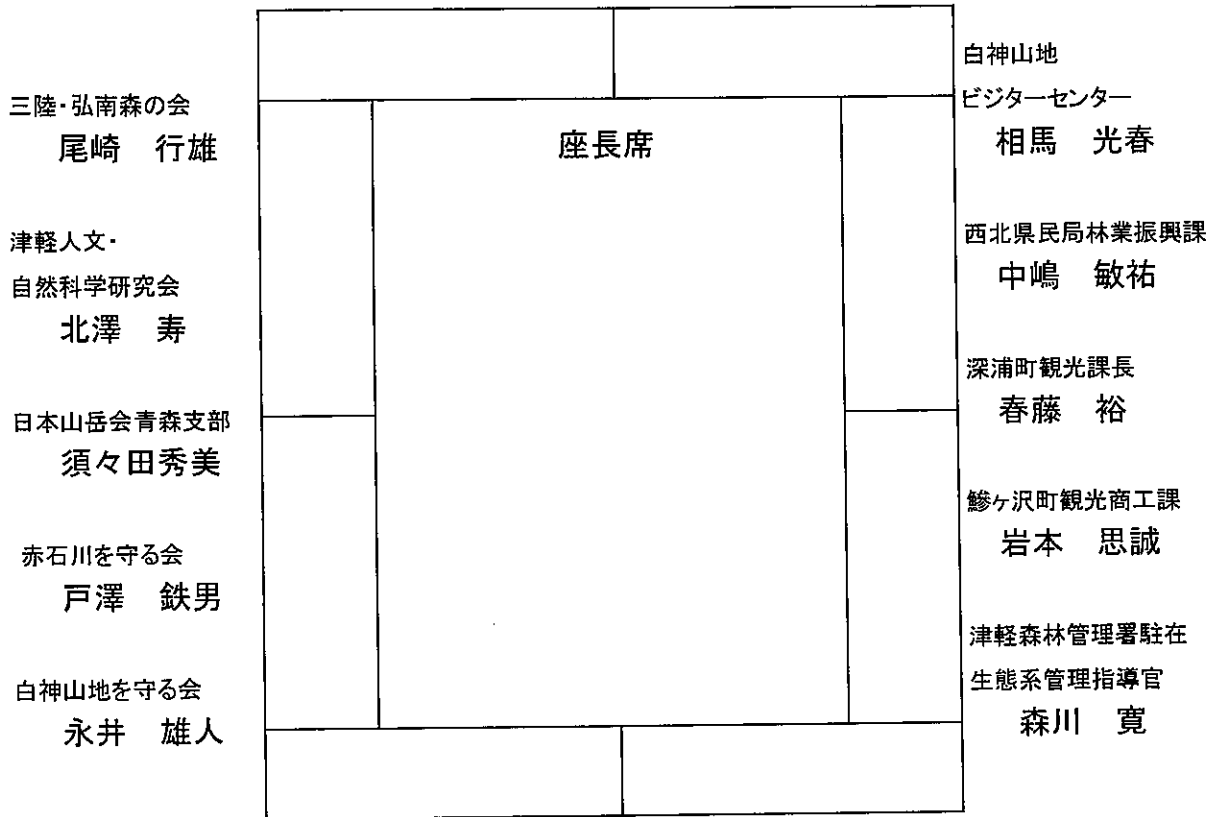
氏 名	職 業 等
石 川 幸 男	弘前大学白神自然環境研究所 教授
岩 本 思 誠	鱒ヶ沢町 観光商工課 班長 (鱒ヶ沢町長代理)
尾 崎 行 雄	三陸森の会・弘南森の会 会長
北 澤 寿	津軽人文・自然科学研究会 会長代行 (副会長)
春 藤 裕	深浦町 観光課 課長 (深浦町長代理)
須々田 秀美	日本山岳会 青森支部長代理
相 馬 光 春	森林組合連合会 (白神山地ビジターセンター館長)
田 村 早 苗	青森県林業会議 参与
戸 澤 鉄 男	赤石川を守る会 会長代理
中 嶋 敏 祐	青森県西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課 主幹
永 井 雄 人	白神山地を守る会 代表理事
牧 田 肇	弘前大学名誉教授

事務局出席者名簿

氏名	役職名
飯塚 淳	東北森林管理局 森林整備部長
寺田 治男	東北森林管理局 企画官（自然再生）
石田 和彦	津軽白神森林生態系保全センター 所長
森川 寛	津軽白神森林生態系保全センター 生態系管理指導官 （津軽森林管理署駐在）
三浦 利樹	津軽白神森林生態系保全センター 自然再生指導官
有本 実	津軽白神森林生態系保全センター 専門官
川村 幸春	津軽白神森林生態系保全センター 行政専門員

第10回「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」(席図)

青森県林業会議参与 弘前大学名誉教授 白神自然環境研究所
 田村 早苗 牧田 肇 石川 幸男



東北森林管理局 津軽白神センター所長 石田 和彦	東北森林管理局 森林整備部長 飯塚 淳	東北森林管理局 企画官(自然再生) 寺田 治男
--------------------------------	---------------------------	-------------------------------



自然再生指導官 三浦利樹	専門官 有本 実	行政専門員 川村幸春
-----------------	-------------	---------------



報道関係者席

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領

平成19年9月6日制定

平成25年6月28日一部改正

[名称]

第1条 本協議会の名称は、「白神山地周辺地域の森林と人との共生活動に関する協議会」(以下「協議会」という。)とする。

[目的及び設置]

第2条 協議会においては、白神山地森林生態系保護地域(世界遺産地域)周辺の保全管理及び自然再生活動、モニタリング調査等に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、この地域の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

[協議事項]

第3条 協議会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再生活動及び森林環境教育に関する事項
- (2) 松くい虫等の対策に関する事項
- (3) モニタリング調査に関する事項
- (4) その他森林管理局長が必要と認める事項

[構成]

第4条 協議会委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員は、学識経験者、地方公共団体関係者、NPO、ボランティア団体代表者等をもって構成する。
- (2) 委員は15名以内とする。任期は5年とし、再選は妨げない。

[運営]

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。
- (2) 協議会の開催は、森林管理局長が招集する。
- (3) 協議会に座長を置く、座長は委員の互選による。
- (4) 座長は、協議会の議事を統括する。

[その他]

第6条

- (1) 協議会の事務は、主に東北森林管理局技術普及課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。
- (3) 協議会の委員は、森林管理局長が委嘱する。